

2024年2月1日
新見市
備北バス
西日本旅客鉄道株式会社

市街地循環バス「ら・くるっと」でICOCAが利用できます

2月13日（火）から、新見市の市街地循環バス「ら・くるっと」でICOCA及びモバイルICOCA/Apple PayのICOCAのほか、相互利用が可能な全国の交通系ICカードもご利用いただけるようになります。これは、公共交通の利用促進や利用者の利便性向上、ICOCAの普及などを目的として実施するものです。

また、「ら・くるっと」の利用で一みんポイントも貯まります。様々なシーンで「ら・くるっと」に是非ご乗車ください。

- 1 運用開始日
2024年2月13日（火）
- 2 適用路線
市街地循環バス「ら・くるっと」



<導入端末>

- 3 サービス内容
 - (1) ICOCAの他、全国相互利用交通系ICカードに入金されたSF（注）でバス運賃の支払いができます。
注）SF（ストアードフェア）：ICカード内にチャージ（入金）された電子マネー
 - (2) 降車時にICカードリーダーにカードをタッチすることで、利用できます。
 - (3) 車内でICカードへのチャージはできません。新見駅、新見市の主な郵便局、一部のショッピングセンター、コンビニエンスストアなどでチャージ可能です。

3 ご利用いただける全国交通系ICカード



4 その他

(1) 2/13の取組み

利用開始日は、新見市長が「ら・くるっと」に乗車して、実際にICOCAを使って決済をおこないます。

○2/13の予定

- 9:19 長谷川病院前停留所から市長乗車
- 9:24 新見駅で降車（降車時にICOCAで決済）
- 9:24～30 「ら・くるっと」停車中に市長、関係者、にーみん等で写真撮影

(2) 今後の取組

今後、「ら・くるっと」での利用で「にーみんポイント」が貯まるようサービスを実施予定です。

※「ら・くるっと」の利用に「にーみんポイント」は使用できません。

※「にーみんポイント」…ICOCAを活用し、新見市限定で流通する地域ポイントです。

※詳細は市の広報等でお知らせします。



<新見市オリジナル ICOCA>

※「ICOCA」「モバイル ICOCA」は西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※ Apple、Apple Pay は Apple Inc.の登録商標です。

※「Kitaca」…北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「Suica」…東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「PASMO」…株式会社パスモの登録商標です。

「manaca(マナカ)」…株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。

「TOICA」…東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「PiTaPa」…株式会社スルッと KANSAI の登録商標です。

「はやかけん」…福岡市交通局の登録商標です。

「nimoca」…西日本鉄道株式会社の登録商標です。

「SUGOCA」…九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。